

奈良市文化振興補助金交付要項 新旧対照表 (案)

現行	改正案
○奈良市文化振興補助金交付要<u>項</u> 平成30年5月11日策定 (趣旨) 第1条 奈良市文化振興計画に基づき、市民団体等が自主的に実施する文化活動や、奈良の魅力を多方面に発信する文化事業など、<u>本市の文化振興に寄与すると認められる事業に対し、予算の範囲内で奈良市文化振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下規則という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。</u> (補助対象者) 第2条 補助金の交付申請をすることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす文化芸術活動を実施する団体とする。 (1) 市内に主たる事務所、若しくは住所又は活動の場を有すること。 (2) 規約・定款等を有し、かつ、代表者及び役員が置かれていること。 (3) 事業実施において、事業の目的及び内容が適正で、明確な会計経理が行えること。 (4) 次に掲げるものに該当しない団体であること。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と社会的に非難される関係を有していないこと。 イ その他市長が不適当と認めるもの。 (補助対象事業)	○奈良市文化振興補助金交付要<u>綱</u> 令和元年 月 日告示 (趣旨) 第1条 奈良市文化振興計画に基づき、市民団体等が自主的に実施する文化活動や、奈良の魅力を多方面に発信する文化事業など<u>を広く募集し、その中から</u>本市の文化振興に寄与すると認められる事業に対し、予算の範囲内で奈良市文化振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要<u>綱</u>に定めるところによる。 (補助対象者) 第2条 補助金の交付申請をすることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす文化芸術活動を実施する団体とする。 (1) 市内に主たる事務所、若しくは住所又は活動の場を有すること。 (2) 規約・定款等を有し、かつ、代表者及び役員が置かれていること。 (3) 事業実施において、事業の目的及び内容が適正で、明確な会計経理が行えること。 (4) 次に掲げるものに該当しない団体であること。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と社会的に非難される関係を有していないこと。 イ その他市長が不適当と認めるもの。 (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、芸術の創造若しくは鑑賞又は文化水準の向上を図るとともに、事業の成果が広く波及することが期待できる事業とし、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表右欄に掲げる補助金の交付の対象とする。

<u>事業</u>	<u>補助金</u>
文化・芸術に触れる機会の創出、次世代の担い手の育成又は地域に古くから伝わる伝統文化の保存若しくは普及のための取組など、市民の文化活動	市民文化活動支援補助金
地域が持つ文化資源等の活用や多様なジャンルの文化の交流を図ることで、市域を超えた参加や地域活性化が見込まれ、都市文化の推進に資する事業 ① <u>広域参加型</u> … <u>広く市民が参加できる市民参加事業</u> に対する補助金 ② <u>国際的発信型</u> …国際的な文化交流・発信事業に対する補助金	都市文化推進事業支援補助金

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
 - (3) 営利を目的とする事業
 - (4) 特定の団体・会員・教室等の限られた範囲を対象とする発表会や展示会などの事業

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、芸術の創造若しくは鑑賞又は文化水準の向上を図るとともに、事業の成果が広く波及することが期待できる事業とし、次の表の左欄に掲げる補助金の区分に応じ、同表右欄に掲げる事業とする。

<u>補助金</u>	<u>対象事業</u>
市民文化活動支援補助金	文化・芸術に触れる機会の創出、次世代の担い手の育成又は地域に古くから伝わる伝統文化の保存若しくは普及のための取組など、市民の文化活動
都市文化推進事業支援補助金	地域が持つ文化資源等の活用や多様なジャンルの文化の交流を図ることで、市域を超えた参加や地域活性化が見込まれ、都市文化の推進に資する事業
(1) <u>広域参加型</u>	<u>市内外からの参加がある文化事業</u>
(2) <u>国際的発信型</u>	国際的な文化交流・発信事業

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
 - (3) 営利を目的とする事業
 - (4) 特定の団体・会員・教室等の限られた範囲を対象とする発表会や展示会などの事業

(5) 売上げの全部又は一部を寄附することを目的とする事業

(6) この要項に基づく補助金以外に市から補助金（奈良市心のふるさと応援基金を財源とするものを除く。）が交付され、又は事業を実施する市の施設の使用料等が減免されている事業

(7) その他第1条の趣旨に照らし市長が不相当と認める事業
（補助対象経費等及び補助額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）並びに補助額は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（いずれも次号に掲げるものを除く。）

(2) 補助対象外経費

事務局維持経費、食糧費、備品購入費、施設整備費、航空・列車・船舶運賃の特別料金、印紙代等

(5) 売上げの全部又は一部を寄附することを目的とする事業

(6) この要項に基づく補助金以外に市から補助金（奈良市心のふるさと応援基金を財源とするものを除く。）が交付され、又は事業を実施する市の施設の使用料等が減免されている事業

(7) 過去5年以内に実施の実績がない事業

(8) 次のいずれかに該当する事業（都市文化推進事業支援補助金（国際的発信型）に限る。）

ア 当該事業の次条に規定する補助対象経費の予算額が2,000万円未満である。

イ 前回の事業（過去5年以内に実施されたものに限る。）の実績額のうち同条に規定する補助対象経費の額が2,000万円未満である。

(9) その他第1条の趣旨に照らし市長が不相当と認める事業
（補助対象経費等及び補助額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び対象とならない経費（以下「補助対象外経費」という。）並びに補助額は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（いずれも次号に掲げるものを除く。）

(2) 補助対象外経費 事務局維持経費、食糧費、備品購入費、施設整備費、航空・列車・船舶運賃の特別料金、印紙代等

(3) 補助額

補助金の区分	補助上限	
	限度額	補助率
市民文化活動支援補助金	50万円	補助対象経費の総額から収入（入場料及び売上金のほか補助__、助成金等）を差し引いた額の2分の1。ただし、千円未満の端数がある場合は__切り捨てる。
都市文化推進事業支援補助金 <u>①広域参加型</u>	300万円	
<u>都市文化推進事業支援補助金</u> <u>②国際的発信型</u>	1,000万円	

(交付要望)

第5条 補助金の交付を要望する者は、文化振興補助金交付要望書（別記第1号様式。以下「要望書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、原則として事業実施の前年度に市長に提出しなければならない。

- (1) 要望事業に係る事業計画書（第２号様式）
- (2) 要望事業に係る収支予算書（第３号様式）
- (3) 要望事業に係る前回の収支決算書（第４号様式）
- (4) 団体調書（第５号様式）
- (5) 要望事業の実施体制（第６号様式）
- (6) 団体目的等についての誓約書（第７号様式）
- (7) 団体の規約・定款等の写し
- (8) 団体役員等の名簿
- (9) 団体の当該年度の収支予算が確認できる書類

(3) 補助額 次の表に定める額

補助金の区分	補助上限	
	限度額	補助率
市民文化活動支援補助金	50万円	補助対象経費の総額から収入（入場料及び売上金のほか補助 <u>金</u> 、助成金等）を差し引いた額の2分の1。ただし、千円未満の端数がある場合は、 <u>これを</u> 切り捨てる。
都市文化推進事業支援補助金 <u>(1)広域参加型</u>	300万円	
<u>都市文化推進事業支援補助金</u> <u>(2)国際的発信型</u>	1,000万円	

(交付要望)

第5条 補助金の交付を要望する団体は、文化振興補助金交付要望書（別記第1号様式。以下「要望書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、原則として事業実施の前年度に市長に提出しなければならない。ただし、補助金の区分にかかわらず、1団体につき1事業についてしか要望できない。

- (1) 事業に係る事業計画書（第２号様式）
- (2) 事業に係る収支予算書（第３号様式）
- (3) 事業に係る前回の収支決算書（第４号様式）
- (4) 団体調書（第５号様式）
- (5) 事業の実施体制（第６号様式）
- (6) 団体目的等についての誓約書（第７号様式）
- (7) 団体の規約・定款等の写し
- (8) 団体役員等の名簿
- (9) 団体の当該年度の収支予算が確認できる書類

(10) 団体の前年度の収支決算が確認できる書類

(11) その他参考となる資料（団体紹介パンフレット、過去の催しの案内等）
（審査）

第6条 市長は、要望書の提出があったときは、これについて奈良市文化振興計画推進委員会

に意見を求めるものとする。

2 委員会は、前項の求めがあったときは、別に定める奈良市文化振興補助金審査要領に基づき要望書の審査を行うものとする。

（交付候補事業 の決定 ）

第7条 市長は、委員会の報告に基づき 補助金を交付しようとする事業（以下「交付候補事業」という。）
 を決定し、 議会の審議を経て予算を定めるものとする。

2 市長は、交付候補事業 を決定する場合において、補助金等の交付の目的達成に必要なときは、条件を付し、又は指示することができる。

(10) 団体の前年度の収支決算が確認できる書類

(11) その他参考となる資料（団体紹介パンフレット、過去の催しの案内等）
（審査）

第6条 市長は、要望書の提出があったときは、奈良市文化振興計画推進委員会規則（平成19年奈良市規則第7号。以下「委員会規則」という。）第5条第1項の規定に基づき設置する奈良市文化振興補助金交付審査部会（以下「審査部会」という。）に諮問するものとする。

2 審査部会は、前項の諮問があったときは、別に定めるところにより
要望書の審査を行い、その結果を市長に答申するものとする。

（交付候補事業及び交付予定額の決定等）

第7条 市長は、前条第2項の答申に基づき 補助金を交付しようとする事業（以下「交付候補事業」という。）及び交付する補助金の予定額（以下「交付予定額」という。）を決定し、市議会の審議を経て予算を定めるものとする。

2 前項の規定による決定に際し、審査部会は、交付予定額の総額が補助金に係る予算の額を超えることが明らかとなるときは、交付候補事業の全部又は一部を別に定めるところにより交付候補補欠事業とすることができる。

3 第1項の場合において、補助金に係る予算の額が交付予定額の総額を上回るときは、市長は、予算の範囲内になるよう交付予定額を変更するものとする。

4 市長は、交付候補事業及び交付予定額を決定する場合において、補助金 の交付の目的達成に必要なときは、条件を付し、又は指示することができる。

5 市長は、第5条の規定により要望した者（以下「要望者」という。）に対し、前4項の定めるところにより決定した内容を通知する。この場合において、第2項の交付候補補欠事業の要望者に対しては、次条の規定による

第8条 補助金の交付を申請する者は、文化振興補助金交付申請書（別記第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業実施の年度に市長に提出しなければならない。

- (実績報告)

- (1) 事業実績内訳（第 14 号様式）
- (2) 収支決算書（第 15 号様式）
- (3) 対象経費の明細書（第 16 号様式）及び領収書等の収入、支出証拠書類

(交付申請)

- (1) 交付候補事業に係る事業計画書（第 9 号様式）
- (2) 交付候補事業に係る収支予算書（第 10 号様式）
- (3) 交付候補事業に係る前回の収支決算書（第 11 号様式）
- (4) 団体調書
- (5) 交付候補事業の実施体制（第 12 号様式）
- (6) 団体目的等についての誓約書
- (7) 団体の規約・定款等の写し
- (8) 団体役員等の名簿
- (9) 団体の当該年度の収支予算が確認できる書類
- (10) 団体の前年度の収支決算が確認できる書類
- (11) その他参考となる資料（団体紹介パンフレット、過去の催しの案内等）

(実績報告)

- (1) 事業実績内訳（第 14 号様式）
- (2) 収支決算書（第 15 号様式）
- (3) 対象経費の明細書（第 16 号様式）及び領収書等の収入、支出証拠書類

- (4) アンケート調査の結果（公演やシンポジウム等）
- (5) その他参考資料（チラシ、パンフレット、記録写真等）

2 補助金交付決定額が 50 万円を超える補助事業者は、別途開催する（仮称）文化振興補助金成果報告会において、実施した補助事業について報告しなければならない。

- (4) アンケート調査の結果（公演やシンポジウム等）
- (5) その他参考資料（チラシ、パンフレット、記録写真等）

2 補助金交付決定額が 50 万円を超える補助事業者は、別途開催する（仮称）文化振興補助金成果報告会において、実施した補助事業について報告しなければならない。

（補助金交付事業である旨の表示義務）

第 10 条 補助事業者は、補助事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に次の表の左欄に掲げる補助金の区分に応じ、同表の右欄に掲げる表示名称を表示するものとする。この場合において、ポスター、チラシ、プログラム等のスペースの都合から当該表示名称の全てが表示できないときは、「奈良市文化振興補助事業」のみを表示すれば足りるものとする。

<u>補助金の区分</u>	<u>表示名称</u>
<u>市民活動支援補助金</u>	<u>奈良市文化振興補助事業（市民活動支援補助金）</u>
<u>都市文化推進事業支援補助金</u> <u>(1)広域参加型</u>	<u>奈良市文化振興補助事業（都市文化推進事業支援補助金：広域参加型）</u>
<u>都市文化推進事業支援補助金</u> <u>(2)国際的発信型</u>	<u>奈良市文化振興補助事業（都市文化推進事業支援補助金：国際的発信型）</u>

（審査部会）

第 11 条 審査部会は、部会長並びに委員会規則第 5 条第 2 項本文の規定により指名された者 5 名以内及び同項ただし書の規定により委員とされた者（以下「特別委員」という。） 2 名以内で組織する。

2 前項の場合において、次のいずれかに該当する者は、審査部会の委員（以下「部会員」という。）になることができない。

(その他)

第 10 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

- 第 1 号様式 文化振興補助金交付要望書
- 第 2 号様式 要望事業に係る事業計画書
- 第 3 号様式 要望事業に係る収支予算書
- 第 4 号様式 要望事業に係る前回の収支決算書
- 第 5 号様式 団体調書
- 第 6 号様式 要望事業の実施体制
- 第 7 号様式 団体目的等についての誓約書

- (1) 特定の事業又は団体と利害関係を有し、又は有するおそれのある者
- (2) 第 6 条第 2 項の審査（次項において「交付審査」という。）に際して、特定の事業を不当に有利又不利に扱うおそれがある者
- 3 特別委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の交付審査が終了するまでとする。
- 4 部会長は、委員会規則第 1 条に規定する委員会の会長をもって充てる。
- 5 部会長は、会務を総理し、審査部会を代表する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が氏名する部会員がその職務を代理する。
- 7 審査部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 8 審査部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 9 審査部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 前各項に定めるもののほか、審査部会の運営その他について必要な事項は、部会長が定める。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

- 第 1 号様式 文化振興補助金交付要望書
- 第 2 号様式 ____事業に係る事業計画書
- 第 3 号様式 ____事業に係る収支予算書
- 第 4 号様式 ____事業に係る前回の収支決算書
- 第 5 号様式 団体調書
- 第 6 号様式 ____事業の実施体制
- 第 7 号様式 団体目的等についての誓約書

第 8 号様式	文化振興補助金交付申請書	第 8 号様式	文化振興補助金交付申請書
第 9 号様式	<u>申請</u> 事業に係る事業計画書	第 9 号様式	<u>交付候補</u> 事業に係る事業計画書
第 1 0 号様式	<u>申請</u> 事業に係る収支予算書	第 1 0 号様式	<u>交付候補</u> 事業に係る収支予算書
第 1 1 号様式	<u>申請</u> 事業に係る前回の収支決算書	第 1 1 号様式	<u>交付候補</u> 事業に係る前回の収支決算書
第 1 2 号様式	<u>申請</u> 事業の実施体制	第 1 2 号様式	<u>交付候補</u> 事業の実施体制
第 1 3 号様式	補助事業実績報告書	第 1 3 号様式	補助事業実績報告書
第 1 4 号様式	事業実績内訳	第 1 4 号様式	事業実績内訳
第 1 5 号様式	収支決算書	第 1 5 号様式	収支決算書
第 1 6 号様式	対象経費の明細書	第 1 6 号様式	対象経費の明細書